

ドライバー健康診断受診料助成金交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という）は、トラック運転者の健康状態に起因する事故の防止を図ることを目的とし、北ト協会員事業者（以下「会員」という。）が所属するトラック運転者に第3条の要件を満たす健康診断を受診させた場合、その費用に対して助成金を交付する。

(交付対象)

第2条 交付対象者は申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。

ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に受診したものを助成対象とする。

2 助成対象となる運転者は会員事業所に所属する貨物運送事業（軽貨物を除く）で常時選任されている運転者とする。

(助成対象となる健康診断)

第3条 助成対象となる健康診断の種類は以下のとおりとし、いずれも会員事業者が全額負担した健康診断とする。

(1) 労働安全衛生規則第44条に準ずる一般健康診断

(2) 労働安全衛生規則第45条に準ずる深夜業健康診断*

※ 目安として午後10時から午前5時にかかる勤務が過去6ヵ月間を平均して1ヵ月あたり4回以上（過去6ヵ月間で合計24回以上）あった運転者が対象

(個別助成額及び集団健診事業者負担額)

第4条 助成額又は地区トラック協会が実施する集団健康診断受診料（1人あたりの自己負担額）は以下のとおりとする。

(1) 医療機関等が行う健康診断を受診させた場合の助成額

健康診断の種類	助成額
一般健康診断	1,500円/人
深夜業健康診断	

但し、健康診断受診料が助成額未満の場合は助成金を交付しない。

(2) 地区トラック協会が実施する集団健康診断を受診させた場合の事業者負担額

健康診断の種類	自己負担額
一般健康診断	5,500円/人
深夜業健康診断	5,100円/人

(助成上限)

第5条 1事業者当たりの申請可能人数は保有車両数（被けん引除く）の「2倍」とする。

(助成金の申し込み)

第6条 会員は、助成金を請求する場合、健康診断の種類及び受診方法ごとに以下の書類に必要事項を記入し、所属地区トラック協会（以下「地区ト協」という）へ提出しなければならない。

(1) 所属する地区トラック協会が実施する集団健康診断を受診させる場合

① 第3条(1)に定める健康診断の場合

(i) 様式1(定期)「ドライバー健康診断(定期)集団健診申込書」

② 第3条(2)に定める健康診断の場合

(i) 様式3(深夜業)「ドライバー健康診断(深夜業)集団健診申込書」

(2) 医療機関等が行う健康診断を受診させた場合

① 様式2「ドライバー健康診断(定期)個別受診への助成金請求書」

② 様式2の2「ドライバー健康診断 個別受診内訳書」

③ 添付書類

(ア) 受診した健康診断の種類及び種類別に受診した運転者数がわかる書類

利用した医療機関等から発行された明細書や請求明細書など、健康診断の種類と受診した人数がわかる書類

(イ) 支払いを証明する書類

利用した医療機関等から発行された、領収書等の支払いを証明する書類

2 北ト協及び地区ト協は請求を行った会員に対し必要に応じて、申請内容の確認若しくは別途書類(運転者台帳等)の提出を求めることができる。

(助成対象期間等)

第7条 第6条(2)に基づく助成対象期間及び請求受付期間は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までとし、この期間内に受診及び支払いが完了したものに限り。

2 前項で定める期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第8条 地区ト協は第5条に基づく助成金の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めるときはこれを受理する。

助成金の交付については、令和8年4月1日から令和8年9月末日の間に受理した請求については令和8年11月末日までに交付し、令和8年10月1日から令和9年3月5日の間に受理した請求については令和9年3月末日までに交付する。

なお、交付の方法は現金または銀行振込で交付することとする。

2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任は、北ト協及び地区ト協はこれを負わない。

(助成金の返還)

第9条 北ト協及び地区ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱、その他北ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

(附則) (平成30年3月23日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日から適用する。

(附則) (2019年3月22日)

第1条 本要綱は2019年4月1日から適用する。

(附則) (令和2年3月25日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日から適用する。

(附則) (令和3年3月24日)

第1条 本要綱は令和3年4月1日から適用する。

(附則) (令和4年3月24日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日から適用する。

(附則) (令和5年3月24日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日から適用する。

(附則) (令和6年3月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日から適用する。

(附則) (令和7年3月24日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日から適用する。

(附則) (令和8年3月23日)

第1条 本要綱は令和8年4月1日から適用する。